



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン ケ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 成 松 義 文
社 長 執 行 役 員
(コード番号: 4 9 2 1 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 島 田 和 幸
管 理 本 部 長
(T E L 0 4 5 - 2 2 6 - 1 2 0 0)

取締役に対するストック・オプション報酬に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプション報酬に関する議案を、平成 24 年 6 月 16 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会（以下、本株主総会という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由及び当該報酬を相当と判断する理由

当社の取締役の報酬額は、平成 18 年 6 月 17 日開催の第 26 期定時株主総会において年額 48,000 万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当社の取締役に対し、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、上記報酬額とは別枠で、ストック・オプションとして次の要領にて新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社は取締役に対し、退任時報酬として株式報酬型ストック・オプションを継続付与しておりますが、本ストック・オプションは、株式報酬型ストック・オプションと異なり、中期的な株価上昇に向けた効率的なインセンティブとしての役割を担うものであります。

付与対象となる取締役の員数は、本株主総会で取締役選任議案が承認されることを前提として、社外取締役を除く 9 名であります。

2. 新株予約権の内容の概要

(1) 新株予約権の目的たる株式の数（付与株式数）

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 100 株

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、その比率に応じ比例的に調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。その他、割当日後、株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

1 株当たりの額（行使価額）は当社普通株式の割当日における市場価額相当とし、これに付与株式数を乗じた数とする。割当日以降、当社が当社普通株式の分割もしくは併合、または時価に満たない価額による新株発行等を行う場合には、行使価額につき、比例的または合理的な調整を行う。その他、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間等

新株予約権にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、以後3年間とする。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要することとする。

(5) その他の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

3. 割当事項の概要

(1) 発行する新株予約権の数

1,100個を上限とする。

(2) 割当日

平成24年6月16日から平成25年6月15日までの間で取締役会の決議をもって定める。

(3) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. ストック・オプション報酬の額

2,000 万円を上限といたします。

なお、当該額は、上記の要領に従って新株予約権を付与するために必要な額を、一般的なオプション評価モデルのひとつであるブラック＝ショールズ・モデルにより見積り、付与時までの株式の市場価額の変動可能性等を勘案して算定したものです。

以 上